

令和3年9月10日

様
様

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫
〒920-0206
金沢市北寺町へ9番地3
TEL: 076-254-6733
(連絡先) 敦賀法律事務所
弁護士 安藤 俊文
〒920-0902
金沢市尾張町1丁目5番25号
TEL: 076-261-8500
FAX: 076-261-7300
(土日祝日を除く 9:00~17:00)



申 入 書

当法人は、平成29年5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴殿らは、金沢市[REDACTED]において駐車場の経営をされているものと思われます(複数回にわたるお問い合わせにもかかわらず、ご連絡いただけないことから、そのように判断しました。)ところ、今般、貴殿らに対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れ致します。つきましては、本申入れに対する貴殿らのご対応について、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますようお願い致します。

仮に、ご回答いただけない場合には、消費者契約法41条1項に基づき、差止請求をさせていただくことも予定しております。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴殿らからのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

貴殿らの別添の駐車場利用規約13条柱書に、「管理者の故意または過失がある場合を除きます。」などといった文言を付加することを求めます。

第2 申し入れの理由

以下に述べるように、駐車場利用規約13条は、消費者契約法第8条1項2号ないし同条項4号違反であります。

1 駐車場利用規約13条について

駐車場利用規約13条は、柱書において、「管理者は、次の事項について、一切責任を負いません。」と定めるとともに、その事項を列挙しております。

この条項は、事業者の債務不履行ないし不法行為により負う損害賠償義務について、事業者の故意又は過失のいかんにかかわらず、一切責任を負わないものとする規定です。

2 消費者契約法第8条1項2号ないし同条項4号違反であること

しかし、事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する条項は無効であります（消費者契約法第8条1項2号）。

不法行為の場合も同様であります（同条項4号）。

3 よって、駐車場利用規約13条は、消費者契約法第8条1項2号ないし同条項4号違反ですので、駐車場利用規約13条柱書に、「管理者の故意または過失がある場合を除きます。」などといった文言を付加することを求めます。

以上

別紙

駐車場利用規約

(管理者の免責)

13. 管理者は、次の事項について、一切責任を負いません。

- (1) 駐車場内における事故・利用者同士のトラブル
- (2) 車両の盗難, 滅失, 損傷
- (3) 車両の積載物, 車内遺留品等の紛失・損害。
- (4) 他の車両により出庫を妨げられたことによる損害。
- (5) 地震, 落雷, 火災, 水害等の不可抗力による損害。
- (6) 駐車場の利用方法, 利用規約に違反した利用による損害
- (7) トラブル処理に際し, 交通事情等により, お待ち頂く時間・機会損失等の賠償。
- (8) 幼児, 児童の駐車場内での遊戯等による事故。